

相愛大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程

平成25年9月19日 制定

令和4年1月20日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、相愛大学（以下、「本学」という。）における研究活動の不正行為および不正行為の防止等について、適切に対処するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 データ・実験結果等を偽造し、これを研究の報告、又は論文等に利用すること。
- (2) 改ざん データ・機器等を不正に変更する操作を行い、これを用いて研究の報告、又は、論文等を作成すること。
- (3) 盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文、又は用語を当該他人の了解を得ず、または適切な表示をせずに使用すること。
- (4) 不適切なオーサiership 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- (5) 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表後、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。
- (6) その他、「相愛大学倫理綱領（平成22年11月18日大学評議会制定）」及び「相愛大学研究者等行動規範（平成22年11月18日大学評議会制定）」に照らし、研究者の倫理からの逸脱が甚だしいもの。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本規程において「研究者等」とは、本学において学問及び芸術に係わる研究活動に関係するすべての者をいう。
- (2) 本規程において「学部長等」とは、各学部長、研究科長、共通教育センター長、総合研究センター長をいう。
- (3) 本規程において「告発者」とは、本規程が定める方法により、本学における研究活動の不正行為に関する告発、通報等（以下、「告発等」という。）を行った者をいう。
- (4) 本規程において「被告発者」とは、当該告発等の対象となっている研究者をいう。
- (5) 本規程において「被告発者等」とは、被告発者のほか、告発等の対象となっている研究活動に関与したすべての者をいう。
- (6) 本規程において「悪意に基づく告発等」とは、被告発者等を陥れるため又は被告発者等の研究を妨害するため等、専ら被告発者等に何らかの不利益を与える、もしくは被告発者等が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発等をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、「相愛大学倫理綱領（平成22年11月18日大学評議会制定）」及び「相愛大学研究者等行動規範（平成22年11月18日大学評議会制定）」を遵守し、研究活動の不正行為を行ってはならない。また、第三者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。
- 3 研究者等は、研究者倫理等に関する研修を定期的に受講しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究活動における実験・観察記録ノート、実験データ等の研究資料を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 各則

第1節 運用体制と職務

(最高管理責任者)

第4条 学長は、最高管理責任者として、研究活動の不正行為、不正行為の防止及び研究者倫理の向上等に関して大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 副学長（研究担当）は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為、不正行為の防止及び研究者倫理の向上等に関して、大学全体を統括管理する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

- 2 統括管理責任者は、本学における研究倫理教育全般の実施に関する企画及び実施状況の管理監督を行うとともに、学部長等と協力して、研究者倫理に関する教育を定期的実施しなければならない。
- 3 研究倫理の実施に関しては、研究推進本部が行うこととする。

(学部長等の義務)

第6条 学部長等は、当該学部等における研究活動の不正行為の防止等に努めるとともに、当該学部等において研究活動の不正行為が行われた場合、統括責任者に協力し、適切に対処しなければならない。

第2節 告発等の受付と取扱い

(告発等対応窓口の設置)

第7条 告発等及び告発等に関する相談に対応するため、教学課に告発等対応窓口（以下、「窓口」という。）をおく。

(告発等の方法)

第8条 告発等は、窓口、書面（ファックス、電子メールを含む。以下同じ。）、面談等により行うものとする。

2 告発等は、顕名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループの名称
- (2) 不正行為と疑われる研究活動の具体的内容
- (3) 当該研究活動を不正行為とする科学的・合理的理由

3 原則として、匿名による告発等は、これを受け付けない。ただし、匿名であっても、前項に準じて具体的な内容の明示や不正とする合理的な理由が示されている場合は、すみやかに統括管理責任者に報告した上で、統括管理責任者の判断により顕名による告発等に準じた取扱いができるものとする。

(窓口の対応)

第9条 窓口は、告発等を受け付けたとき、すみやかに統括管理責任者に報告するとともに、告発等を受け付けた旨を、告発者に通知するものとする。

2 窓口は、当該告発等の対象に他の研究機関（以下、「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合、又は当該告発等の対象が本学に該当せず他機関に所属する者である場合、統括管理責任者の指示の下、当該他機関の長に当該告発等を通知する。

(学会等の指摘)

第10条 統括管理責任者は、学会、他機関、又は報道機関等から研究活動の不正行為が指摘された場合、これを匿名の告発等に準じて取り扱うことができる。

(相談)

第11条 告発等に関する相談は、窓口、書面、面談等により行うものとする。

2 前項の相談を受け付けたとき、窓口は統括管理責任者にすみやかに報告しなければならない。

3 相談内容について、不正行為に係る指摘内容の信憑性が高いと統括管理責任者が判断する場合は、相談者の意思を確認し、告発等に準じて取り扱うことができる。

(窓口の義務)

第12条 告発等の受付に当たっては、窓口は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 窓口は、面談により告発等を受け付ける場合、これを個室にて実施し、その記録を文書に記録しなければならない。

3 窓口は、面談の記録、書面、ファックス、電子メール等により告発等の内容を他の者が同時及び事後に見聞できないよう適切な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、告発等の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

- 第13条 この規程に定める当該事案業務に携わるすべての者（以下、「業務関係者」という。）は、告発者、被告発者等、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者等の意に反して外部に漏えいしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏えいした場合、告発者及び被告発者等の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
 - 3 業務関係者は、告発者、被告発者等、調査協力者又は事案関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者等、その他当該事案に関係する者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第14条 何人も、告発等をしたことを理由として、当該告発者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者及び学部長等は、告発等をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して警告等を行う。
 - 4 何人も、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者等の保護)

- 第15条 何人も、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して警告等を行う。
 - 3 何人も、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者等の研究活動の禁止その他被告発者等に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発等)

- 第16条 何人も、悪意に基づく告発等を行ってはならない。

第3節 予備調査

(予備調査の実施について)

- 第17条 統括管理責任者は、第8条に定める告発等が受け付けられた場合、すみやかに予備調査を行わなければならない。また、第10条及び第11条第3項に定める場合も同様とする。

- 2 予備調査は、次の各号に掲げる事項について、事情聴取、周辺調査等の方法により行うものとする。
 - (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性について
 - (2) 不正行為とする科学的・合理的理由と不正行為との関連性・論理性について
 - (3) 告発等がされた研究の公表から告発等がされるまでの期間が、事後の検証等が可能となる期間を超えるか否かについて
 - (4) その他必要と認める事項について
- 3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を予備調査の報告に含めなければならない。
 - (1) 本調査を行うか否かについて
 - (2) 当該告発等を受けた研究に係る研究費の執行の停止、その他必要な措置を講じることに係る意見について
 - (3) 研究活動の不正行為が行われていない可能性が高いと認められる場合は、当該告発等が悪意に基づくものである可能性について
- 4 予備調査の実施に関して、告発者及び被告発者等は、積極的かつ誠実にこれに協力しなければならない。また、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

(予備調査委員会)

第18条 予備調査は、次の各号に掲げる委員で構成する予備調査委員会が行う。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 被告発者の所属する学部長等
 - (3) 被告発者の所属する学部等の教員で統括管理責任者が指名する者2名
 - (4) 教学事務部長
- 2 予備調査委員会に委員長をおき、統括管理責任者をもってあてる。委員長は、委員会を統括する。
 - 3 予備調査委員会に副委員長をおき、被告発者の所属する学部長等をもってあてる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
 - 4 予備調査委員会は、原則として告発等が受け付けられた日から起算して30日以内に調査結果を最高管理責任者に報告する。

第4節 本調査

(本調査)

- 第19条 最高管理責任者は、予備調査の報告に基づき、当該告発等がされた事案について、本調査を行うか否かをすみやかに決定する。
- 2 本調査を行うことを決定した場合は、すみやかに本調査委員会を設置し、原則として30日以内に本調査を開始する。
 - 3 統括管理責任者は、本調査を行うことが決定した場合、その旨を告発者及び被告発者等にすみやかに通知する。なお、当該研究活動が競争的資金等、私学助成等の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動である場合、当該資金配分機関(以下、

「配分機関」という。)及び関係省庁にもすみやかに通知する。

- 4 統括管理責任者は、本調査を行わないことが決定された場合、その理由を付して告発者及び被告発者等に通知する。また、予備調査に係る資料等について、告発者等の求めがあれば、開示するものとする。

(本調査委員会)

第20条 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 被告発者の所属する学部長等
 - (3) 他機関に所属する当該研究分野の研究者等で、統括管理責任者が指名する者4名
 - (4) 大学事務局長
- 2 前項に規定する委員は、告発者及び被告発者等と直接利害関係を有する者であってはならない。また、委員の過半数は、本学に属さない外部有識者等でなければならない。
 - 3 本調査委員会に委員長をおき、統括管理責任者をもってあてる。委員長は委員会を統括する。
 - 4 本調査委員会に副委員長をおき、被告発者の所属する学部長等をもってあてる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
 - 5 本調査委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(本調査委員会設置の通知等)

第21条 本調査委員会を設置した場合、委員長は、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者等は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面に理由を付して委員に関する異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、委員長は、その理由等を審査し、妥当であると判断したときは、委員を交代させることができる。また、委員を交代させた場合は、告発者及び被告発者等に通知するものとする。

(本調査の実施について)

第22条 本調査委員会は、告発等において指摘された当該研究活動に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者へのヒアリング等により本調査を行うものとする。

- 2 本調査の実施に際しては、被告発者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 本調査委員会は、被告発者等に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者等が、再実験等を要請する場合、それに要する期間及びその機会並びに機器の使用等を保障しなければならない。
- 4 告発者及び被告発者等並びにその他関係者は、本調査に積極的かつ誠実に協力しなければならない。正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

(本調査の対象)

第23条 本調査委員会、告発等の対象となった事案に係る研究活動の他、本調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者等の他の研究を本調査の対象に含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 本調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発等の対象となった事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。

- 2 他機関で告発等を受け、調査対象となった事案に関しても、当該調査機関から本学に対する要請が行われた場合は、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。
- 3 告発等の対象となった事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、本調査委員会は、当該研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。
- 4 本調査委員会は、前3項の措置に必要な場合を除き、被告発者等の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 本調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発等の対象となった事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関もしくは関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を行うこととする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 本調査委員会は、本調査の実施に際して、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 本調査において、被告発者は、告発等の対象となった事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第3項の定める保障を与えなければならない。

第5節 認定

(認定の手続き)

第28条 本調査委員会は、原則として設置後150日以内に、研究活動の不正行為が行われたか否かについての認定を行い、次の各号に掲げる事項を含む調査結果の報告書を

作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 不正行為と認定された場合には、当該研究活動の内容及び悪質性、当該研究活動に関与した者とその度合、及び当該研究活動に係る論文等の各著者の当該論文・研究における役割について
 - (2) 研究活動の不正行為が行われていないと認定した場合には、告発等が悪意に基づくものであったか否かについて
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合、本調査委員会は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得ることとする。
 - 3 本条第1項第2号に掲げる認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 本調査委員会は、本条第1項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第29条 本調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 2 本調査委員会は、被告発者等による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 本調査委員会は、被告発者等の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。
 - 4 保存義務期間の範囲に属する生データ、研究記録及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者等が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も、前項と同様とする。

(調査結果通知等)

- 第30条 最高管理責任者は、本調査の結果を告発者及び被告発者等に通知するものとする。また、被告発者等が他機関に所属する場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、本調査の結果、悪意に基づく告発等であったと判明した場合には、告発者および被告発者等に通知する。当該告発者が他機関に所属する場合には、当該他研究機関にも通知するものとする。

第6節 不服申立

(本調査の結果に対する不服申立)

- 第31条 本調査の結果、不正行為と認定された研究活動を行った被告発者等は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、本調査委員会に対して不服申立をすることがで

きる。

- 2 当該告発等が悪意に基づくものであるとの調査結果の報告を本調査委員会より受けた告発者は、当該認定について、前項の例により、不服申立をすることができる。
- 3 本条第1項及び第2項の場合において、当該不服申立をする者は、その期間内であったとしても、同一の理由による不服申立を繰り返すことはできない。
- 4 本条第1項及び第2項の場合において、不服申立が受け付けられたとき、統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに、前条の定めにより通知を受けた者、配分機関及び関係省庁に報告を行う。

(予備調査の結果に対する不服申立)

第32条 第19条第4項に基づき、本調査を実施しないことが決定された場合、告発者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に、予備調査委員会に対して書面により不服申立をすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

(不服申立の審査)

- 第33条 第31条第1項、第2項又は前条の不服申立を受け付けられたとき、不服申立の審査は本調査委員会が行うこととする。
- 2 統括管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、本調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 3 前項に定める新たな調査委員は、第20条第1項及び第2項に準じて指名する。
 - 4 本調査委員会は、不服申立の趣旨、理由等を検討し、不服申立を却下するか当該事案の再調査を行うかを、原則として10日以内に決定しなければならない。
 - 5 本調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立を却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該報告を受けた最高管理責任者は、不服申立を行った者（以下、「不服申立人」という。）に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立が当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと本調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立を受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 6 調査委員会は、不服申立に対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、不服申立人に対し、その決定を通知する。
 - 7 不服申立の却下又は再調査を実施する旨の結果をした場合、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に通知を行う。

第7節 再調査

(再調査)

第34条 再調査については、本調査委員会がこれを行うこととする。

- 2 不服申立人は、再調査を行う旨の決定に関する通知を受けた日から起算して7日以内

に、書面に理由を付して委員に関する異議申立を行うことができる。当該異議申立があった場合、委員長はその理由に妥当性があると判断したときには、委員を交代させることができる。なお、委員を交代した場合には、不服申立人に通知することとする。

- 3 再調査を実施することを決定した場合、本調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと思料するところの資料の提出を求めることができる。
- 4 再調査の実施に際して、本調査委員会は、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを不服申立人に対して求めることができる。ただし、不服申立人からの協力が得られない場合、本調査委員会は、再調査を行うことなく手を打ち切ることができる。その場合には、本調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 5 本調査委員会は、再調査を開始した場合、当該不服申立を受けた日から、原則として50日以内に、調査結果を出すものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得る。
- 6 最高管理責任者は、本条第4項但し書又は第5項に定める調査委員会からの報告に基づき、再調査の結果を不服申立人、当該事案に係る配分機関及び関連省庁にすみやかに通知する。なお、被告発者等が他機関に所属している場合は、当該他機関にも通知する。

(調査資料の提出)

第35条 統括管理責任者は、配分機関又は関係省庁からの要請に基づき、当該調査資料の提出、閲覧等を行うことがある。ただし、調査に支障がある場合などその他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第8節 結果の公表及び措置

(調査結果の公表等)

第36条 統括管理責任者は、研究活動の不正行為が行われた旨の調査報告である場合、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、公表の時期は不服申立の期間等を勘案して決定するものとする。

- (1) 研究活動の不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 研究活動の不正行為の内容
 - (3) 統括管理責任者又は本調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 本調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 本調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 統括管理責任者は、研究活動の不正行為が行われていない旨の調査報告である場合、原則として、公表は行わないものとする。ただし、被告発者の名誉を回復する必要がある場合、公表までに当該事案が本学外に漏えいしていた場合、又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、公表の時期は不服

申立の期間等を勘案して決定するものとする。

- (1) 不正行為は行われていないこと（論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったことを含む）
 - (2) 被告発者等の所属及び氏名
 - (3) 本調査委員会委員の所属及び氏名
 - (4) 本調査の方法、手順等
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 統括管理責任者は、告発等が悪意によるものである旨の調査報告である場合、告発者の所属及び氏名を公表する。
- 4 統括管理責任者は、当該公表する内容に学生が含まれている場合、当該事案に応じて、適切に配慮するものとする。

（調査中における一時的措置）

- 第37条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その調査報告を受けるまでの間、告発等の対象となる研究に係る研究費の執行の停止など必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、配分機関又は関係省庁から、被告発者等の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（認定後の措置）

- 第38条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われた旨の調査報告である場合、研究費の使用中止を直ちに命じる。

（論文等の取り下げ等の勧告）

- 第39条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動の不正行為が認定された場合、次の各号に掲げる者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。
- (1) 不正行為と認定された研究活動に関与した者
 - (2) 研究活動の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者
 - (3) 不正行為と認定された研究活動に係る研究費の全部又は一部について責任を負う者
- 2 前項各号に掲げられた者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、第1項各号に掲げられた者が同項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

（措置の解除等）

- 第40条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったものと認定された場合、本調査に際して執った研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置について

は、不服申立がないまま申立期間が経過した後、又は不服申立の審査結果が確定した後、すみやかに解除することとする。

- 2 最高管理責任者は、第36条第2項に定める公表のほか、不正行為と認定されなかった研究活動を行った者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

第9節 処分及び是正措置

(処分)

第41条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたものと認定された場合は、研究活動の不正行為を行った者及びこれに関与した者に対して「学校法人相愛学園就業規則」第42条、第43条及び第44条に基づき、必要な処分を行うものとする。

- 2 本調査の結果、悪意に基づく告発等であると認定された場合、第16条に違反するものとして、最高管理責任者は、本条第1項と同様の処分を課すこととする。

(是正措置等)

第42条 本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたものと認定された場合、最高管理責任者は、必要に応じて、すみやかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に関係する学部長等に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、本条第1項及び第2項に基づく是正措置等の内容を、当該事案にかかる配分機関及び関係省庁に報告する。

第10節 補則

(事務)

第43条 この規程に関する事務は、教学課が行う。

(その他)

第44条 研究活動の不正行為等の対処等に関しては、この規程に定めるもののほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づいて行うものとする。

(規程の改廃)

第45条 この規程の改廃は、研究推進本部及び大学評議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年9月19日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「相愛大学研究不正行為防止委員会規程（平成22年11月18日大学評議会制定）」は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月20日より施行する。